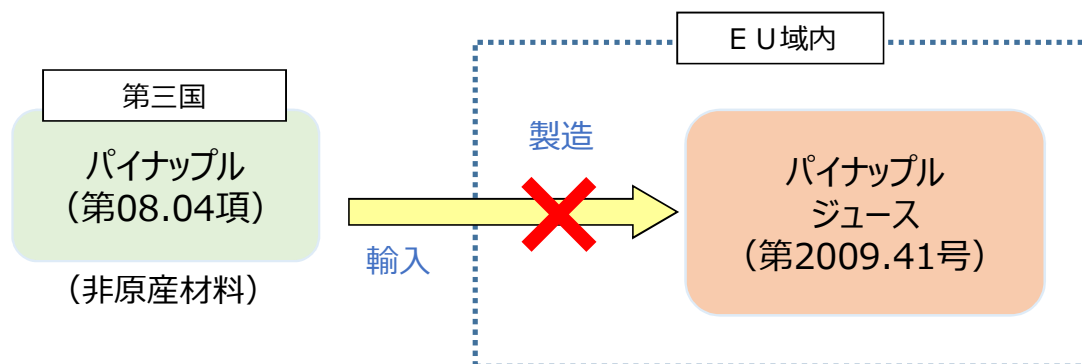


産品名	パイナップルジュース	HS番号	第2009.41号 (HS2017)
協定名	日EU協定	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	C1 (関税分類変更基準を満たす産品)
品目別原産地規則	CTH。ただし、生産において使用されるパイナップル、オレンジ、トマト、りんご及びぶどうが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。		
概要	材料を確認したところ、EU域外で栽培されたパイナップル (第08.04項) を使用していることが判明。非原産材料であるパイナップルは、「CTH」を満たしているが、「ただし、」以下の条件を満たしていないことから、品目別原産地規則を満たしていない。したがって、日EU協定上のEU原産品とは認められない。		



### 品目別原産地規則を満たすための要件

パイナップルは、締約国で完全に得られるものであることが必要